

つくば市議会提言書

令和5年10月3日 予算決算委員会

事業名	空き家対策事業
事業概要	空き家の有効活用を促進するため、空き家のリフォームや地域交流拠点へのリノベーション等を行う方に補助金を交付するとともに、第2期空き家等対策計画を策定した。
提言内容	
<p>市が行った平成28年度と令和4年度の実態調査では、市内の空き家件数は減少しているものの、管理不全な空き家の件数は増加傾向にある。空き家の状態が続くことで、倒壊等のおそれのある特定空き家になってしまうと、近隣住民等に与える影響も大きくなるため、案件ごとの対応についても配慮されたい。</p> <p>そのため、これまでに進めてきた施策を継続的に実施することはもちろん、ふるさと納税での空き家に関わる制度の拡充、市民に配布しているエンディングノートへの持家の相続と空き家管理情報欄の追加等空き家対策に関する取組を拡充し、さらに、シルバー人材センター等が行っている空き家に関する取組についても、市の積極的な関わりを望む。</p> <p>また、空き家の有効な活用策として、セーフティネット住宅の普及についても検討されたい。空き家問題は、都市計画や福祉にも関わることであるため、所管部局である建設部のみならず、都市計画部や福祉部とも連携した取組を検討されたい。</p>	

予算決算委員会都市建設分科会

提言に対する対応

空き家対策事業については、令和5年3月に策定した「第2期つくば市空家等対策計画」に基づき、これまでの施策を継続するとともに、拡充や新たな施策事業に取り組んでいきます。

管理不全な状態が続き、特定空家等になってしまうと改善されることが難しくなるため、空家等所有者等の事情に応じた指導を案件ごとに行っていきます。

ふるさと納税の返礼品として空き家点検サービスがありましたが、令和5年9月末までに申込み実績がなく、事業者からも継続申請が出されなかったため、現在は受け付けを停止していますが、今後、再開できるよう、事業者に協力を求めています。なお、空き家点検サービスについては、シルバー人材センター（空き家見守りサービス）や民間事業者でも実施していますので、引き続き案内を行っていきます。

福祉部局で配布しているエンディングノートへの空家等管理情報の追加について、所有する住宅の相続や管理についての内容を加え、今後の人生計画や親族との話し合いの機会づくりを促し、管理不全な空家等とならないよう啓発を行います。

シルバー人材センターが行っている空家等に関する取り組みについては、市が空家等対策を実施した当初より、空家等所有者から空家等の除草、庭木の剪定の相談があった場合は、同センター等を案内しています。また、同センターが実施している空き家見守りサービスを空家等所有者等からの問い合わせ時や空家無料相談会、空家等所有者等に郵送する空家等適正管理啓発冊子にチラシを同封し案内しています。引き続き同センターと連携を図っていきます。

空家等のセーフティーネット住宅への活用については、空家等の有効活用施策の一つとして研究していきます。

空家等がもたらす問題は多岐にわたり、また、利活用にあたっては各種法令等の課題を検討する必要があることから、引き続き関係部署と連携し、対応を図っていきます。

提言に対する対応についての分科会所感・確認事項

空き家問題は市民にとって大変深刻な問題となっている。地区によっては、空き家の割合が1割、2割となっており、住民が市に通報しても、個人情報の問題に阻まれて対応が見えにくく、周辺住民に迷惑をかける状態で空き家が放置されてしまっていることについて、具体的な施策を定めて進めていただきたい。

危険な状態になった空き家について、行政代執行を行うことは慎重にならざるを得ないが、まずは、危険な空き家にならないための方策を検討すべきである。

また、所有者が亡くなった後に相続登記をせず放置された建物が、空き家となっているケースが多く見受けられる。このように相続人が相続登記を行わない場合、法改正によって令和6年4月以降は過料の適用対象となった。しかし、登記の手間やその後の管理を考えると、登記せずにお金を払ったほうがよいと判断する人も出てくると考えられる。宅建協会等とも手を組んで、相続登記すればメリットがあるということを相続人にアドバイスしていくことが必要である。不動産を活用する事業者と、相続人とをつなぐ行政指導ができるのは市だけであり、このようなことを含めて検討しなければ、空き家問題を抜本的に解決することはできないと考える。

また、ふるさと納税返礼品である空き家点検サービスは、令和5年9月までに申し込み実績が無く、事業者からも継続申請がなかったということは、同じ内容で継続しても実績につなげるのは難しいということではないかと考える。少し角度を変え、サービス内容を見直す必要がある。

これらのことを参考に、なお一層の具体施策の検討を進められたい。

(都市建設分科会)

つくば市議会提言書

令和5年10月3日 予算決算委員会

事業名	水道事業
事業概要	令和4年度は、給水人口229,245人、普及率90.41%。 給水戸数は、前年度末より3,258戸増の108,405戸、年間配水量は、前年度より307,950m ³ 増の25,260,220m ³ となった。 この結果、当年度純利益は約7億1,876万円となった。
提言内容	
<p>水道は、生活に不可欠なインフラであり、社会資本でもある。平成11年以降各地区から給水要望が出ているが、未整備の地区が約半分残っており、これらの地区については、早急に整備を行うべきであり、現施設も老朽化が進んでいることから、計画策定についても早急に取り組まれない。</p> <p>また、料金改定を検討される際は、様々な角度から財政シミュレーションを行い、議会や市民に説明をするなど、十分に留意されたい。</p>	

予算決算委員会都市建設分科会

提言に対する対応

- 1 未整備地域の整備について、令和6年度当予算では、幹線整備及び面整備の事業費を対前年度比で約60%増額し事業を加速させるための予算措置をしました。
- 2 市民生活を支えるライフラインとしての機能を安定的に維持し、災害発生時においても機能不全に陥らないよう、施設の老朽化対策や耐震化について、「施設・管路整備実施計画」に基づき、計画的に推進していきます。
- 3 料金改定について、令和4年度に策定した「つくば市水道事業経営戦略」で示されている料金改定(案)について、令和5年11月に上下水道審議会へ審議会条例に基づき諮問し審議を進めています。審議会の内容については、都度HPにおいて公表をするとともに、議会においても審議会の進捗状況を踏まえ、適宜議会との勉強会等で共有を図りながら丁寧に説明して行きます。さらに、料金改定にあたっては、市民説明会を実施し、水道事業の置かれている現状や将来の予測等を含めて料金改定の必要性について説明していきます。(水道総務課)

提言に対する対応についての分科会所感・確認事項

水道未整備地域の整備に関する費用について、令和6年事業費予算を対前年度比で約60%と大幅増額したことを大変評価する。今後も、生活に直結する必要不可欠なインフラとして、水道整備についてはさらに加速をしていただきたい。また、水道料金についても、健全経営を進めていただきたい。

さらに、先般、能登で震災が発生し、水道の復旧に大変時間を要している。このような万が一の災害への対応という点で、水道設備の長寿命化対策や、車両導入及び井戸水の有効活用も含め拡充していくことが必要である。

(都市建設分科会)

